

## 公道を走らない農耕車にも、ナンバープレートが必要です!

軽自動車税は4月1日時点で所有していることが課税の対象で、申告と標識（ナンバープレート）の取り付けが地方税法で義務付けられています。農耕作業に使うトラクタやコンバインなどで、以下の条件に当てはまる車両は小型特殊自動車（軽自動車税課税対象）です。

新規購入された方、譲渡された方、申告をしていない対象車両をお持ちの方は、速やかに税務会計課までご申告ください。

### 対象

- 農耕用トラクタ
- 農業用薬剤散布車
- 田植機
- 刈取脱穀作業車（コンバイン） など

### 条件

- 最高速度 時速35km未満
- 乗用装置があるもの

### 手続きに必要なもの

- 本人確認書類（顔写真入りのもの）
- 車名・車台番号（製造番号）・型式などがわかるもの（販売証明書や取扱説明書など）

公道を走行しない（工場内や田畑、私有地でしか使用しない）車両も、現在使用していない（破損または不使用の）車両も、4月1日時点で所有している車両はすべて課税対象で、ナンバープレートをつける必要があります。

※上記以外に、一定の大きさや最高時速の条件にあてはまるミニショベルカー・フォークリフトなどもナンバープレートの交付を受ける必要があります。条件に1つでも該当しない場合は大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の対象です。

※取得の経緯・経過年数などの理由で必要書類が用意できない場合やご不明な点は下記担当へお問い合わせください。

**問合せ** 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線112

## 証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します

システムメンテナンスのため、次の日程でマイナンバーカードを使用してのコンビニエンスストアでのすべての証明書の交付を一時停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**停止期間** 6月9日(火)午後11時00分から6月11日(木)午前6時30分まで

**問合せ** 住民票・印鑑証明書について 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126  
所得（課税）証明書について 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116

## がん患者ウィッグ等購入費用助成事業

町では、令和8年4月1日より、がん患者の生活の質の向上を図るため、がんの治療による外見の変化をケアする用品（ウィッグ又は胸部補整具）を購入した方に対して、購入費の一部を助成しています。

詳しくは、町HPをご覧ください。健康づくり担当までお問い合わせください。



**問合せ・申請** 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132